



# 第3期 春日市 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月  
春日市



## はじめに

急速に少子化が進む中、国は、こども・子育てに関する施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月1日の同法施行と同時に、こども家庭庁を発足させました。

春日市においても、核家族化が進み、保護者の就労環境も変化し、子育てに関するニーズは年々多様化しており、幼児期の教育・保育施設の充実や、さらなるサービスの充実・拡大が求められているところです。



そのような状況の中で、この度、「第2期春日市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で満了することに伴い、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和7年度から5年間を計画期間とする第3期計画を策定いたしました。

第3期計画では、第1期・第2期計画の理念を継承しながら、「地域子ども・子育て支援事業」として、新たに、産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」、子どもや家庭が抱える不安や課題に応じてきめ細かな支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の4事業を追加しています。

その他、本市では、令和6年度から高校生世代までの医療費の無料化など、さまざまな子育て支援策に取り組んでいます。

今後も、市民のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育施設の提供に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実を図り、「子どもを産み、育てるなら、ぜひ春日市で」と思っていただけるような取り組みを進めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、活発な審議をいただきました「春日市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、計画作成のためのアンケートなどに貴重な御意見をいただきました方々に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

春日市長 井上澄和

# 目 次

---

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	1
1. 第2期計画期間満了に伴う見直し .....	1
2. 市町村こども計画の策定に向けて .....	1
2 計画の位置づけ及び期間 .....	2
3 計画の策定体制 .....	3
1. 子ども・子育て会議の設置 .....	3
2. アンケートの実施.....	3
3. パブリック・コメントの実施 .....	3
4 計画の見直し.....	4

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の推移.....	5
1. 人口の推移.....	5
2. 未婚率の推移 .....	9
2 世帯数の推移.....	10
1. 一般世帯数の推移.....	10
2. 母子・父子世帯数の推移.....	11
3 就労状況の推移.....	12
1. 女性の年齢階層別労働力率 .....	12
4 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ.....	13
1. 子育てに関する悩み .....	13
2. 子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること .....	14
3. 母親の就労状況 .....	15
4. 育児休業の取得状況 .....	16

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出 .....	17
1. 量の見込みの算出の計算方法 .....	17
2. 量の見込みの考え方 .....	19
2 教育・保育提供区域の設定 .....	20

3 教育・保育施設の充実	21
1. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	21
2. 教育・保育施設の事業計画	22
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	29
1. 利用者支援事業	29
2. 時間外保育事業（延長保育）	31
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	31
4. 放課後児童クラブ	32
5. 子育て短期支援事業	39
6. 乳児家庭全戸訪問事業	40
7. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	40
8. 地域子育て支援拠点事業	41
9. 一時預かり事業	42
10. 病児・病後児保育事業	43
11. ファミリー・サポート・センター事業	44
12. 妊婦に対する健康診査	45
13. 産後ケア事業（新設）	45
14. 子育て世帯訪問支援事業（新設）	46
15. 児童育成支援拠点事業（新設）	46
16. 親子関係形成支援事業（新設）	47
5 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	48
1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方	48
2. 施設、事業者等との連携方策	48
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	50
7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上	51
1. 外国につながる幼児への支援・配慮	51
2. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	51

## 参考資料

1 家庭類型の分類	53
2 春日市子ども・子育て会議条例	54
3 計画の策定経過	56
4 春日市子ども・子育て会議委員名簿	57



# 第1章 計画の概要



# 1 計画策定の趣旨

## 1. 第2期計画期間満了に伴う見直し

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画として、「春日市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を進めてきました。

その後、計画満了に伴って令和2年3月に計画を見直し、「第2期春日市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2期計画においては、「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画（以下「次世代育成支援行動計画」という。）、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）について、「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」として一体的に策定しています。

この度、第2期計画の計画期間の満了を受け、計画の見直しを行うこととしました。これまで、一体的に策定していた「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」については、「2. 市町村こども計画の策定に向けて」に記載の理由により第2期計画を1年間延伸し、子ども・子育て支援法で5年に1度の策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」のみ、第3期計画として個別に策定します。

## 2. 市町村こども計画の策定に向けて

令和5年4月1日に「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行され、令和5年12月22日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「市町村こども計画」は、この「こども大綱」を勘案し、自治体における施策や地域資源、子どもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。

本市においては、令和7年度中に「市町村こども計画」を策定する予定です。今後、本市は「市町村こども計画」を子どもに関する総合的な計画と位置づけ、同計画を軸に市の子ども施策を総合的に推進していきます。

## 2 計画の位置づけ及び期間

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

また、市の最上位計画である「第 6 次春日市総合計画」をはじめ、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「春日市地域福祉計画」や市の各種関連計画との整合及び調和を図るとともに、国及び県の計画との連携を図って作成しました。

なお、計画期間は、令和 7 年度を開始初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間とします。

### 第 6 次春日市総合計画

春日市地域福祉計画 春日市地域しあわせプラン 2021  
(春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進基本計画)

第 3 期春日市子ども・子育て支援事業計画（本計画）

第 2 期春日市子ども・子育てすくすくプラン  
(次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策計画の延伸分)

第 5 次春日市障がい者福祉長期行動計画  
(春日市障がい者あったかプラン)

第 7 期春日市障がい福祉計画  
及び第 3 期春日市障がい児福祉計画

春日市高齢者福祉計画 2024・第 9 期介護保険事業計画

春日市いきいき健康づくり計画  
・第 3 期健康増進計画 ・第 2 期食育推進計画  
・第 2 期自殺対策計画

春日市教育振興基本計画  
(第 3 期春日市子ども読書活動推進計画を含む)

人権教育及び人権啓発推進  
第 5 期春日市実施計画

第 4 期春日市男女共同参画  
推進プラン

### 3 計画の策定体制

#### 1. 子ども・子育て会議の設置

保護者、事業者、学識経験者等から構成する「春日市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

春日市子ども・子育て会議は、春日市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）に基づく合議制の機関です。

#### 2. アンケートの実施

本計画の策定等にあたり、保育や子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望を把握するためアンケートを実施しました。

##### ①調査の対象

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生とその保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

##### ②調査の方法及び期間

郵送による配布、郵送による回収またはWeb上でのインターネット回答により、令和6年1月5日（金）から令和6年1月26日（金）まで調査を実施しました。ただし、いずれも令和6年2月9日（金）到着分までを集計に含めました。

##### ③回収の結果

	配布数	有効回収数			有効回収率
		紙	Web	合計	
就学前児童の保護者	2,000件	664件	275件	939件	47.0%
小学生とその保護者	2,000件	741件	269件	1,010件	50.5%

#### 3. パブリック・コメントの実施

計画案を広く公表し、市民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和6年12月24日（火）～令和7年1月23日（木）
資料の閲覧場所	市役所こども未来課及び子育て支援課窓口、市役所情報公開コーナー、市ウェブサイト
提出方法	市役所こども未来課及び子育て支援課窓口に持参、郵送、FAX、電子メール、市ウェブサイトを経由したふくおか電子申請サービス上での回答

## 4 計画の見直し

本計画に掲げる内容については、児童数の推移や市内の住宅開発等による量の見込みの変動、関連法の改正や施行等を踏まえ、春日市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、必要に応じて見直しや修正、内容の追加を行います。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状



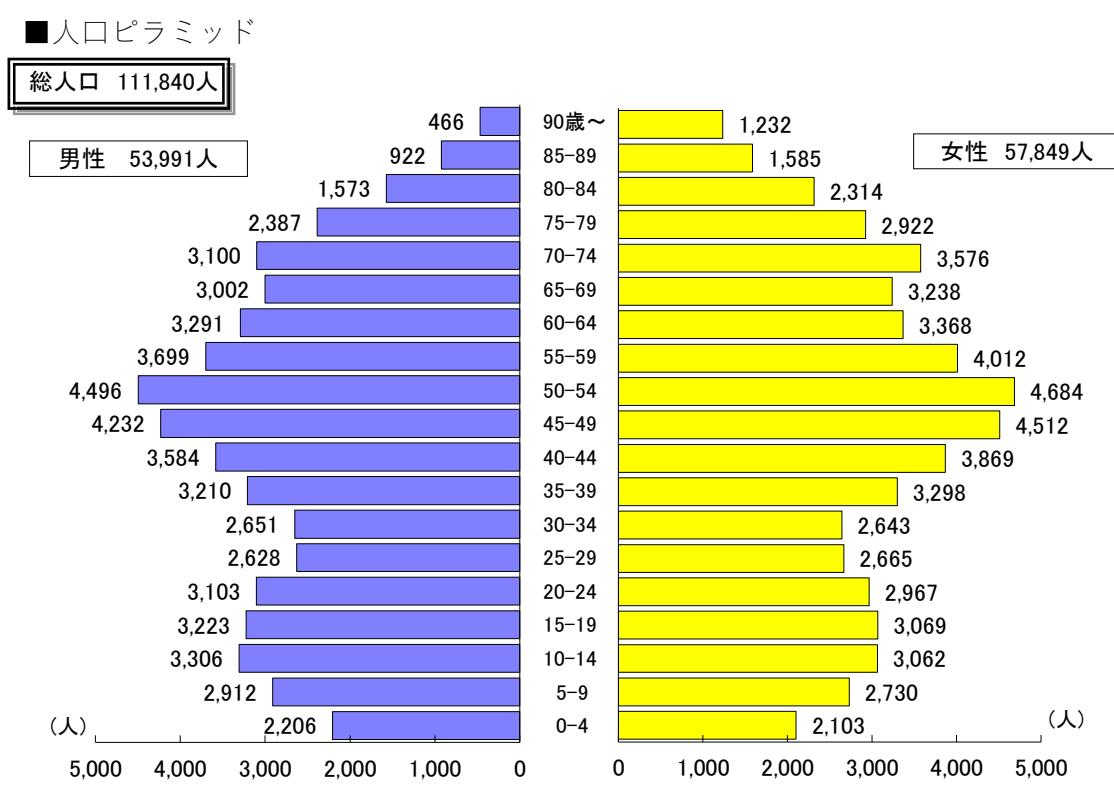
# 1 人口等の推移

## 1. 人口の推移

### ①人口構造

本市の令和6年4月1日現在の総人口は、男性53,991人、女性57,849人の計111,840人です。

人口ピラミッドを見ると、男女ともに団塊ジュニア世代に当たる50代前半の人口が最も多く、30代に向かって人口が少なくなっています。また、30代後半に比べ、30代前半と20代後半の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。



(令和6年4月1日現在)

資料:住民基本台帳

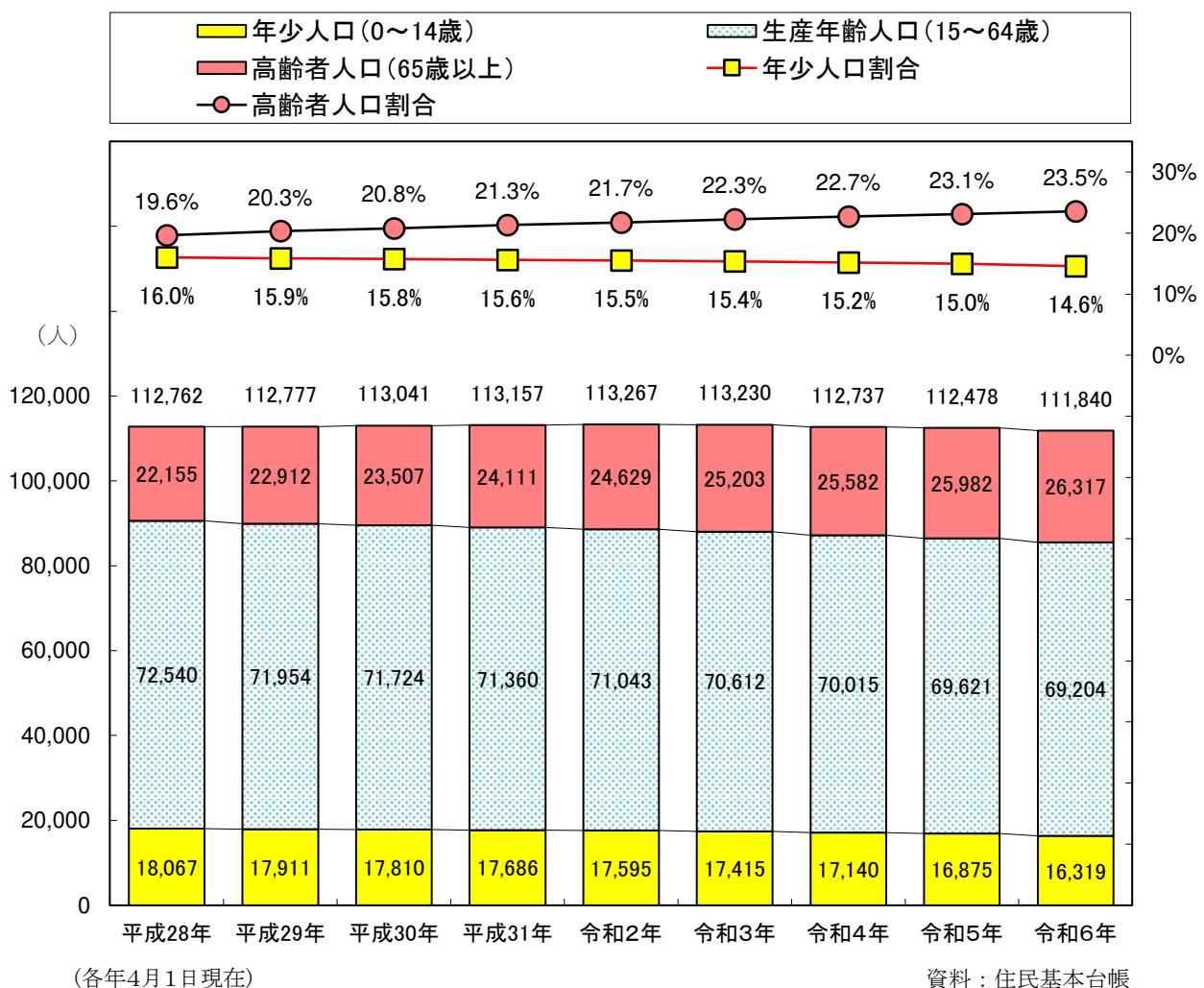
## ②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

本市の総人口は、令和2年をピークに減少に転じています。

人口を0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口の年齢別に分けた年齢3区分別に見ると、年少人口が減少を続ける一方で、高齢者人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口の割合は低下し、高齢者人口の割合は上昇を続けています。

### ■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

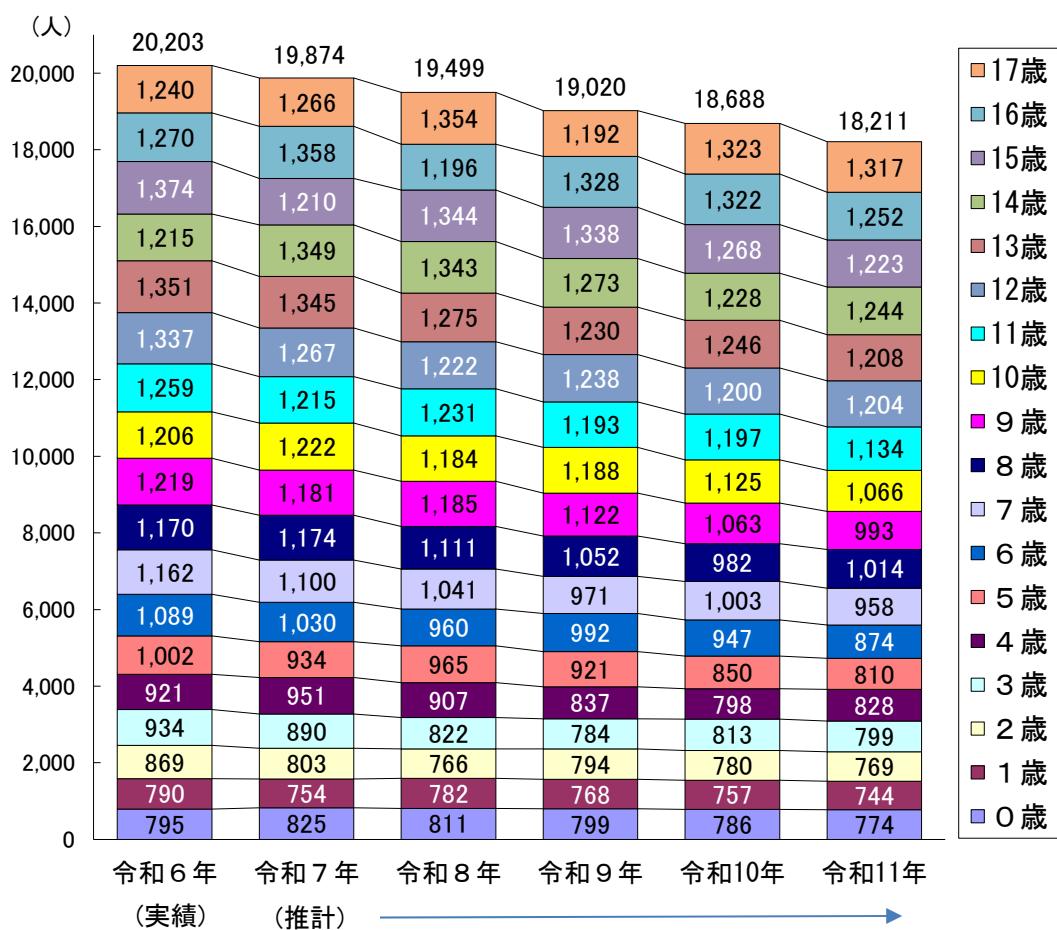


### ③第3期計画期間中の児童（18歳未満）の各歳別人口推計

住民基本台帳の年齢別人口統計に基づき、コーホート変化率法によって本市の18歳未満の児童の令和7年から令和11年までの将来人口を推計しました。

18歳未満の児童数は、令和6年の実績で20,203人でしたが、令和11年は18,211人と推計され、1,992人（9.9%）の減少となっています。

#### ■児童の各歳別人口推計結果



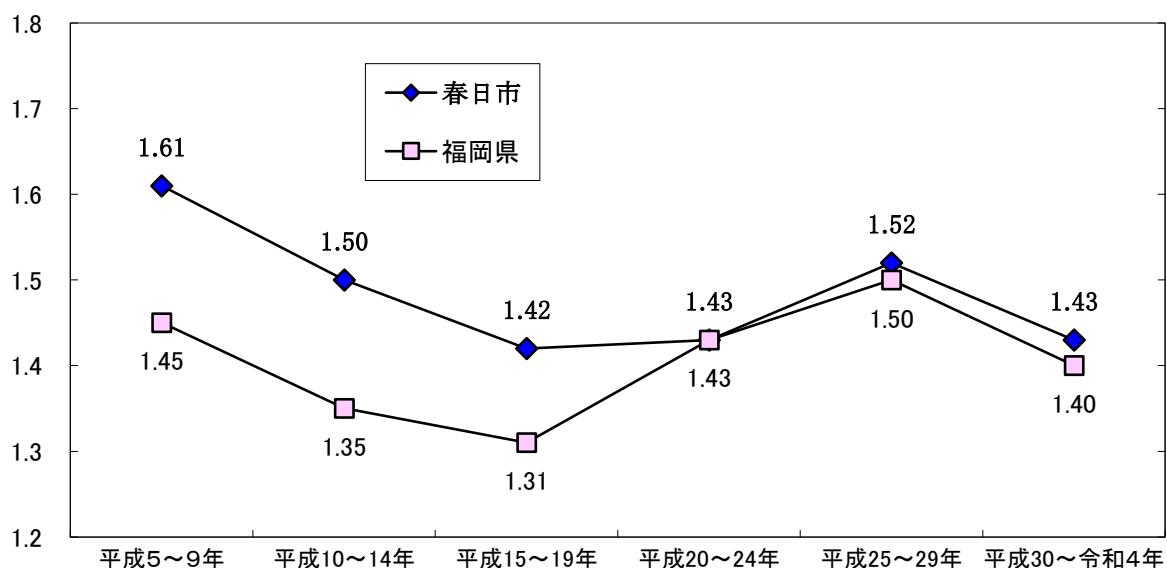
ここで毎年推計した各歳別の児童数は、第3章の子ども・子育て支援事業計画の各事業の量の見込みの算出に使用します。

#### ④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。本市の合計特殊出生率は、平成15～19年の1.42まで低下を続け、その後は概ね横ばいで推移しています。福岡県の合計特殊出生率と比較しても、平成15～19年までは県の数値よりも高い傾向にありました。平成20年以降は県の近似値で推移しています。

また、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回って推移しています。

##### ■合計特殊出生率（ペイズ推定値）の推移

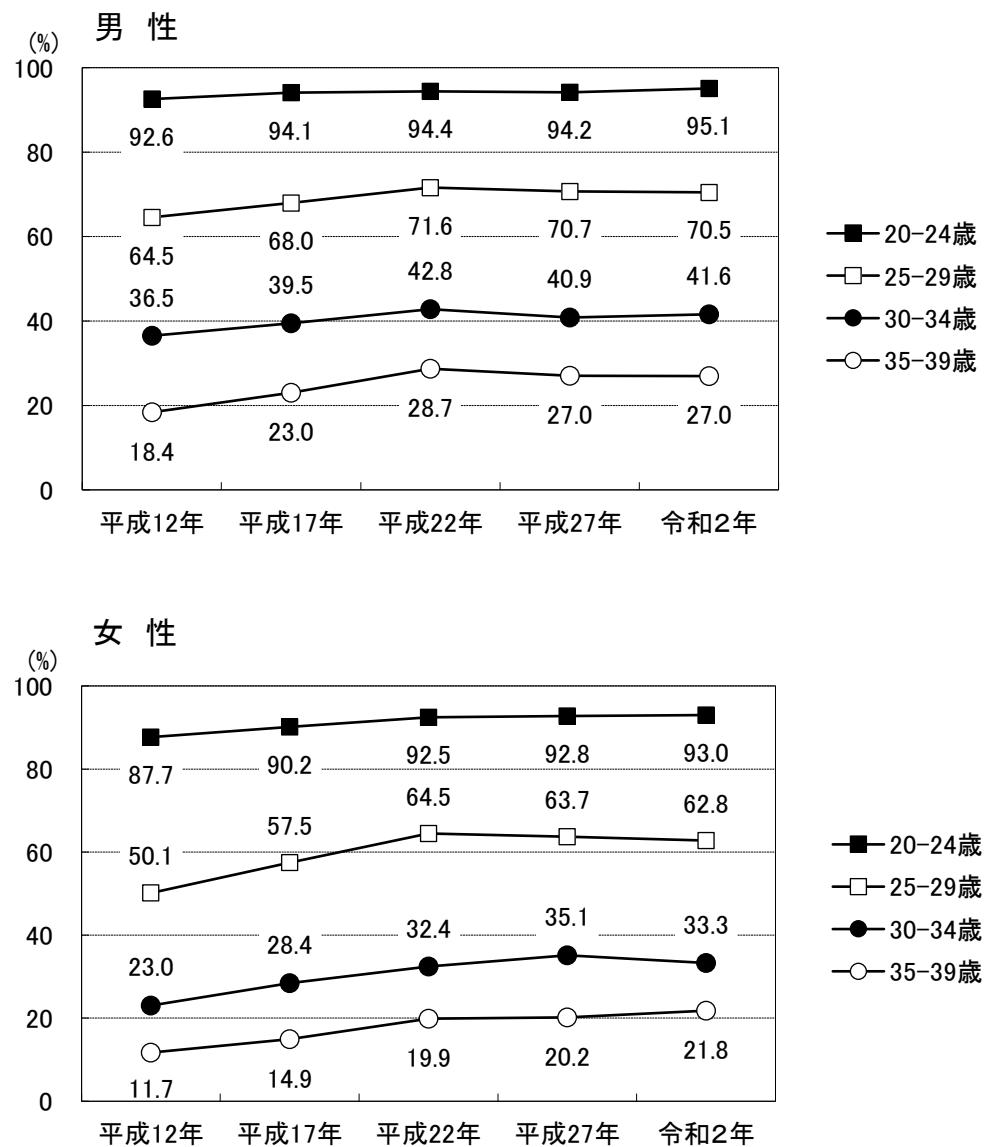


資料：人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

## 2. 未婚率の推移

本市の20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳ごとに見ると、男女ともに上昇傾向にあります。

### ■未婚率の推移



## 2 世帯数の推移

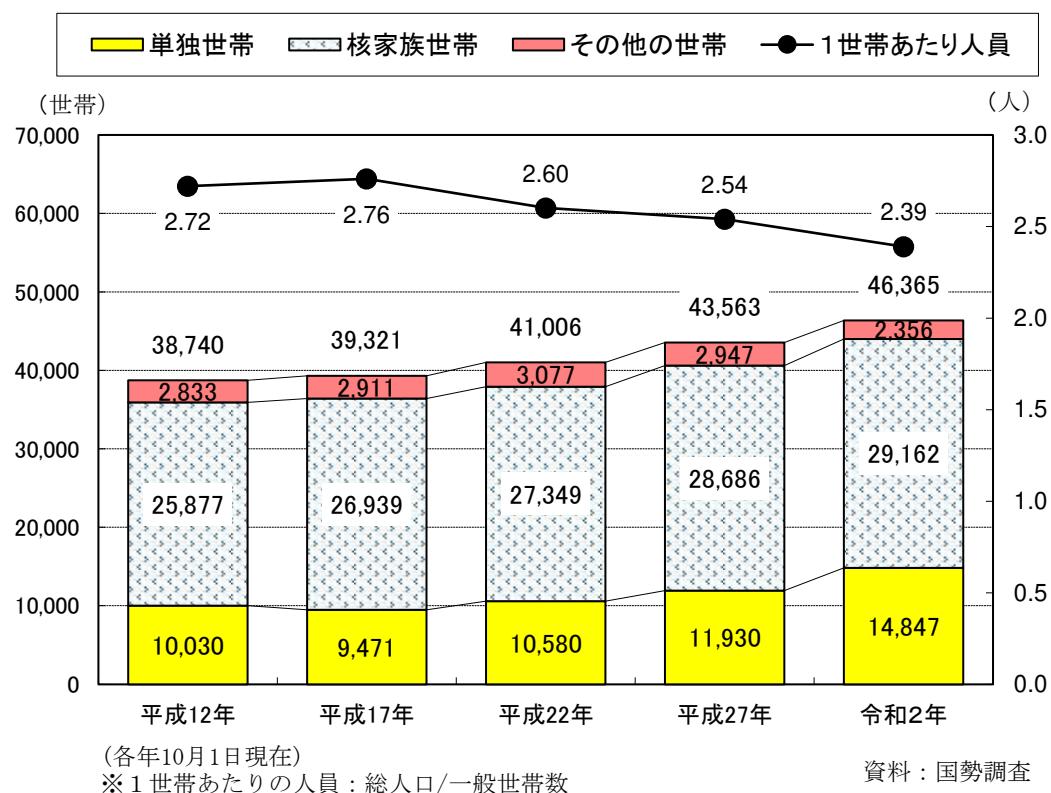
### 1. 一般世帯数の推移

総世帯数から施設等の世帯数を除いた一般世帯数は一貫して増加傾向にあります。

一般世帯数の内訳を詳しく見ると、核家族世帯数と単独世帯数は増加し、三世代家族等であるその他の世帯数は減少しています。

そのため1世帯あたりの人員数は減少が続いているおり、令和2年は2.39人となっています。

#### ■一般世帯数の推移

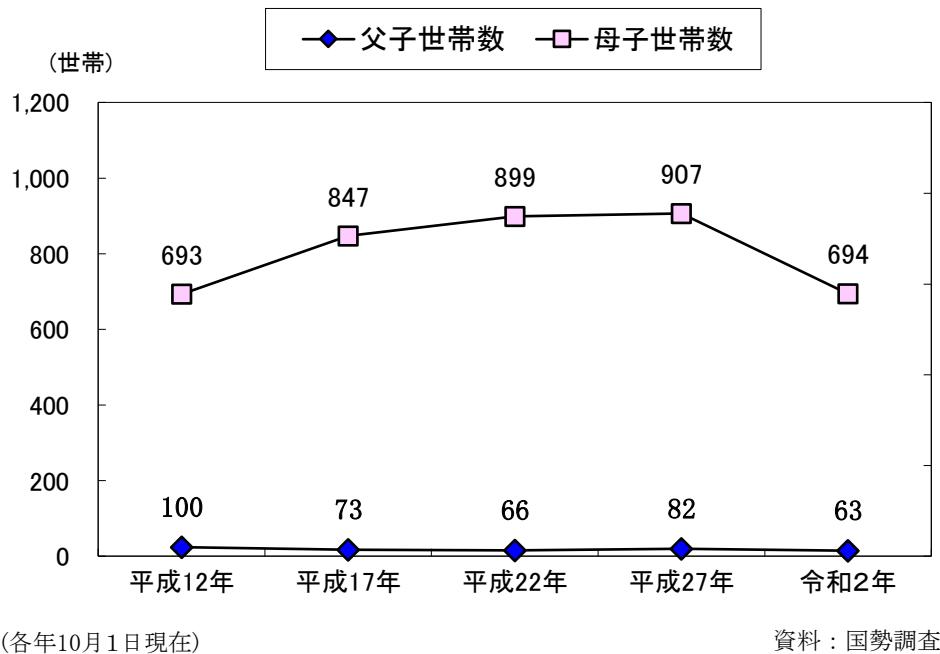


## 2. 母子・父子世帯数の推移

母子世帯数は、平成 27 年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和 2 年は 694 世帯となっています。

一方、父子世帯数は、母子世帯数に比べると少なく、概ね横ばい傾向にあり、令和 2 年は 63 世帯となっています。

### ■母子・父子世帯数の推移



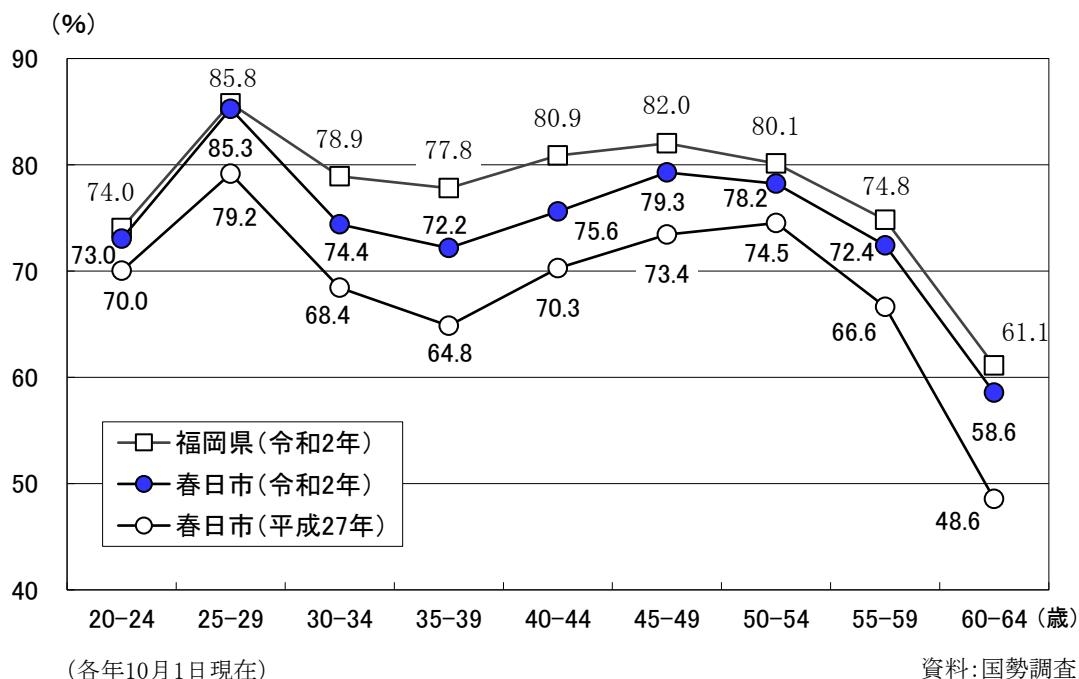
### 3 就労状況の推移

#### 1. 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率（人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）を年齢階層別にグラフ化すると、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

全国的には解消に向かっているとされる「M字カーブ」ですが、本市においても、令和2年の「M字カーブ」のカーブがかなり緩やかになっていることが分かります。ただし、福岡県の労働力率に比べると、30代前半での落ち込みが大きく、結婚や出産を機に仕事を離れる女性の割合が高いことがうかがえます。また、再就職等により就労率が再びピークを迎える40代後半の労働力率も県の数値を下回っています。

##### ■女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較

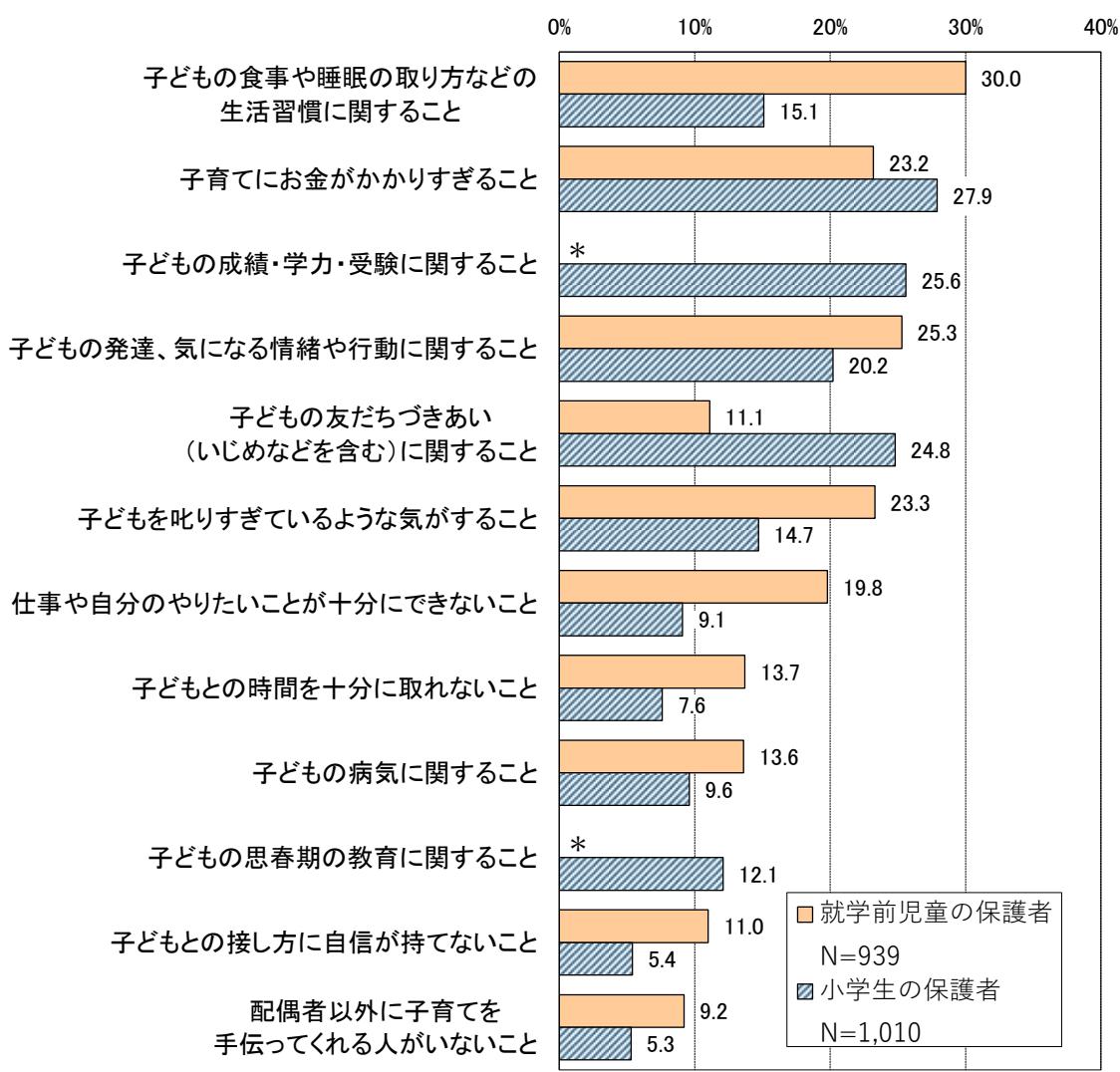


## 4 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ

### 1. 子育てに関する悩み

子育てに関する悩みとして回答割合が高かった上位3項目は、就学前児童の保護者では、「子どもの食事や睡眠の取り方などの生活習慣に関するここと」(30.0%)、「子どもの発達、気になる情緒や行動に関するここと」(25.3%)、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(23.3%)、小学生の保護者では、「子育てにお金がかかりすぎること」(27.9%)、「子どもの成績・学力・受験に関するここと」(25.6%)、「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関するここと」(24.8%)となっています。

■子育てに関する悩み（上位12項目抜粋）

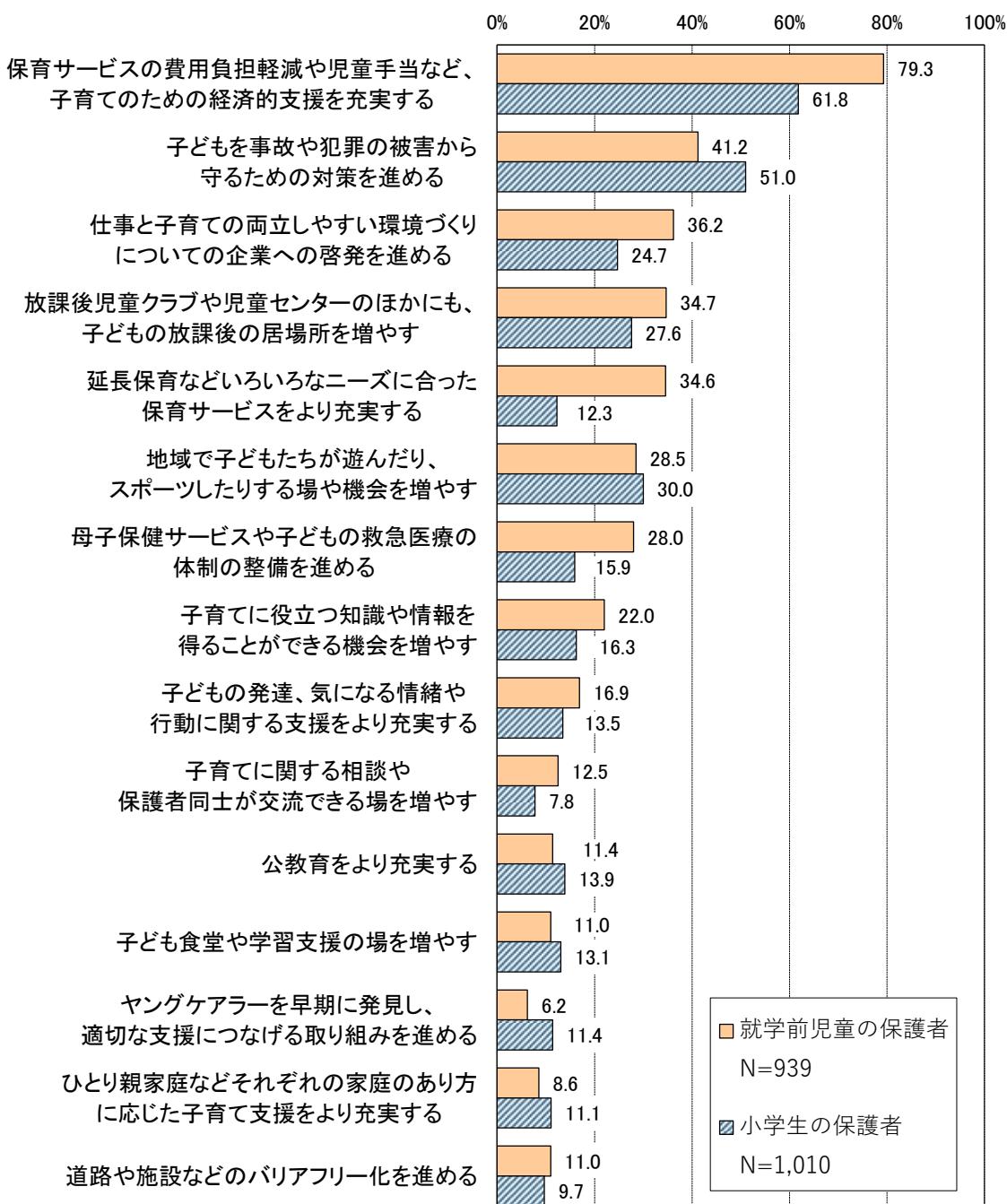


資料：アンケート調査結果

## 2. 子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとしては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援を充実する」(就学前：79.3%、小学生：61.8%)が最も多く、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(就学前：41.2%、小学生：51.0%)がそれに続いています。

### ■子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること（上位15項目抜粋）



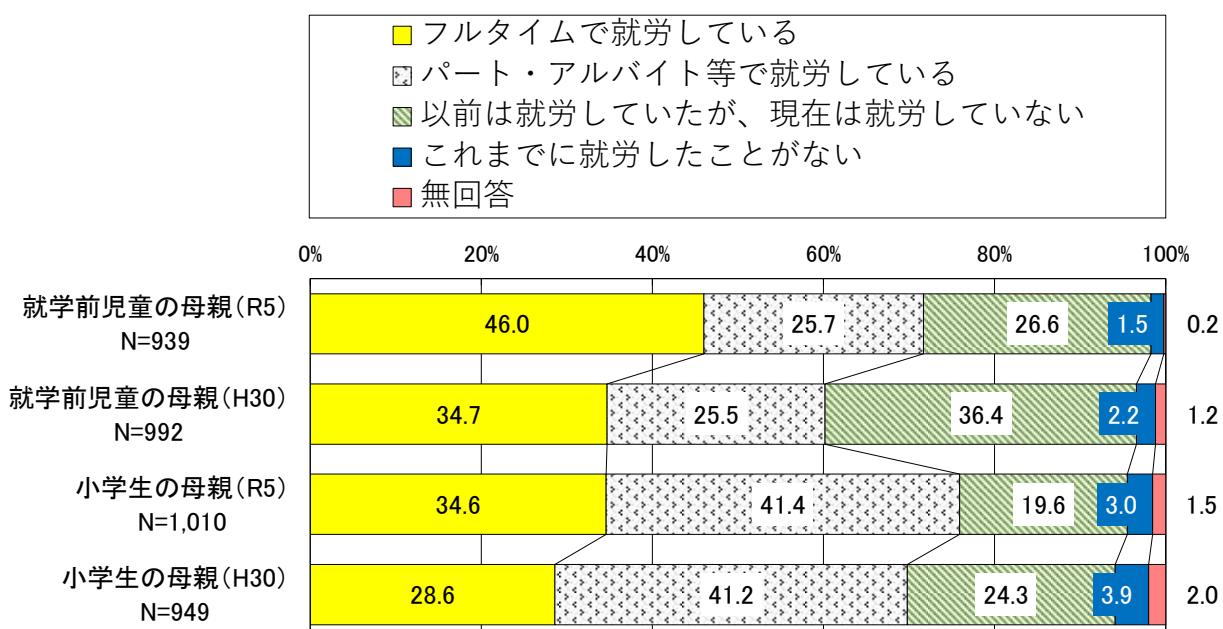
資料：アンケート調査結果

### 3. 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で71.7%、小学生の母親で76.0%の人が働いており、いずれも5年前に比べ割合が高くなっています。

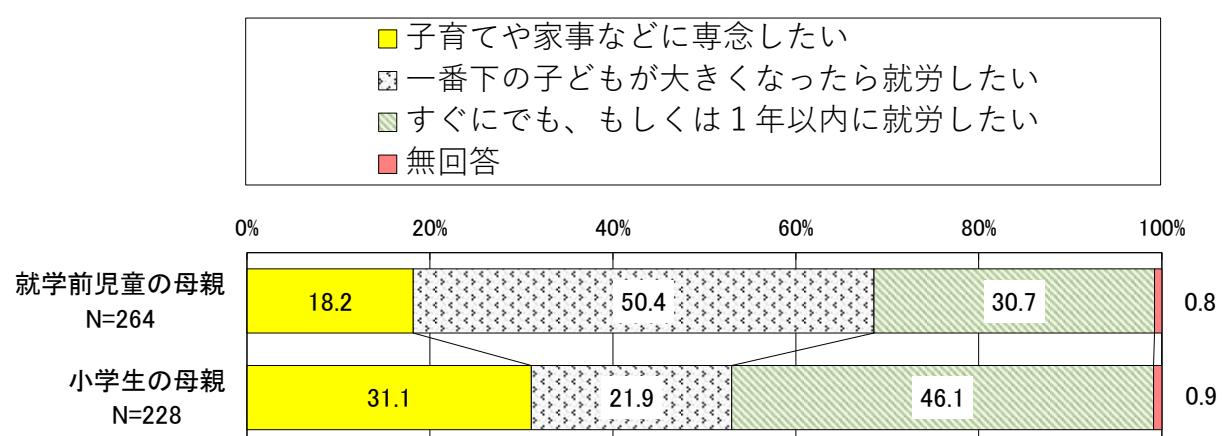
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

#### ■母親の就労状況（平成30年度調査結果との比較）



資料：アンケート調査結果

#### ■現在働いていない母親の就労希望（令和5年度）

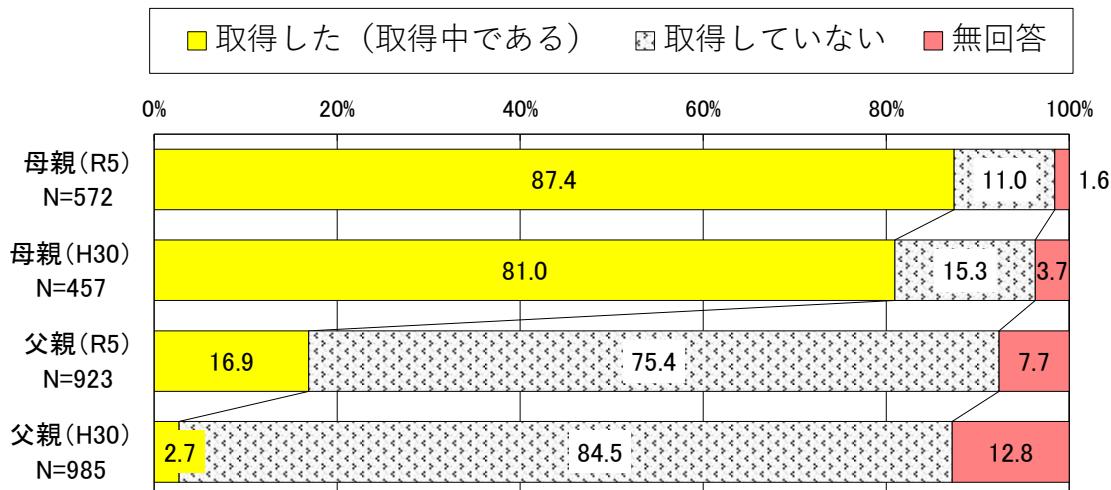


資料：アンケート調査結果

#### 4. 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者（働いていなかった人を除く）の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で 87.4%、父親で 16.9%となっており、5 年前には、2.7%であった父親の取得率も上がっていることがわかります。

##### ■就学前児童の保護者の育児休業の取得状況（平成 30 年度調査結果との比較）



資料：アンケート調査結果

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画

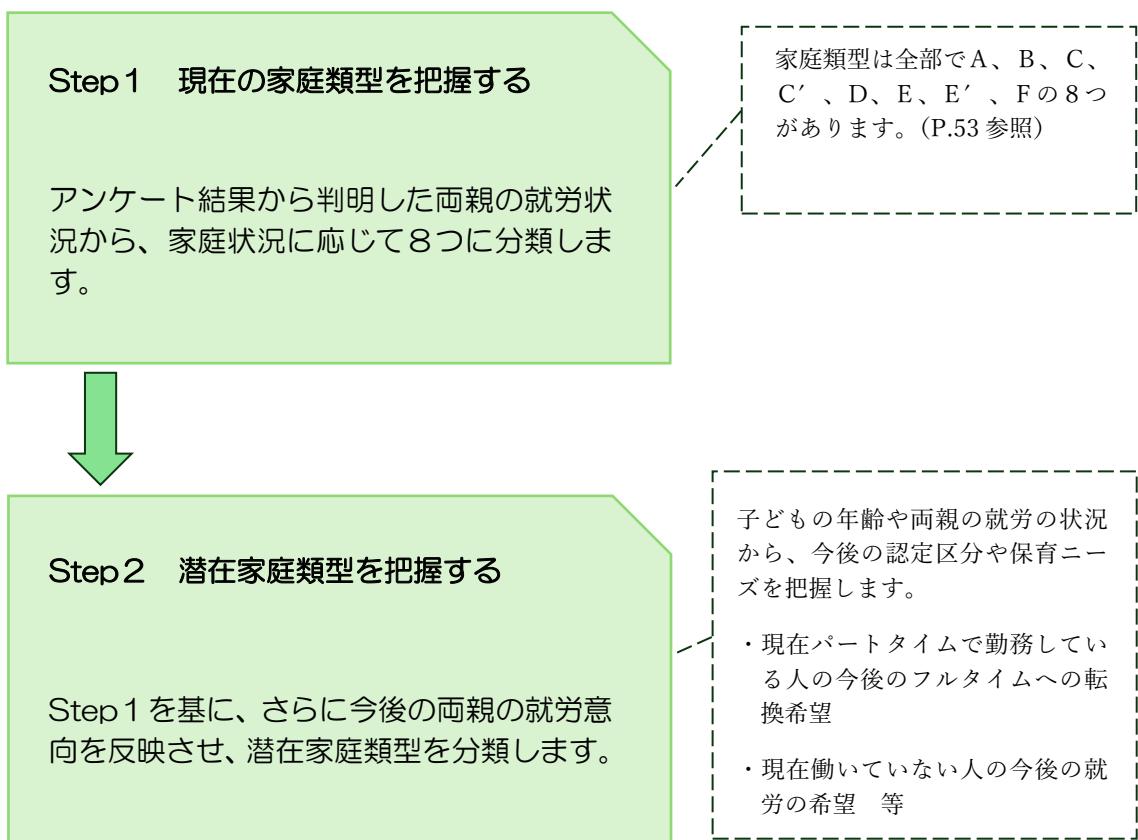


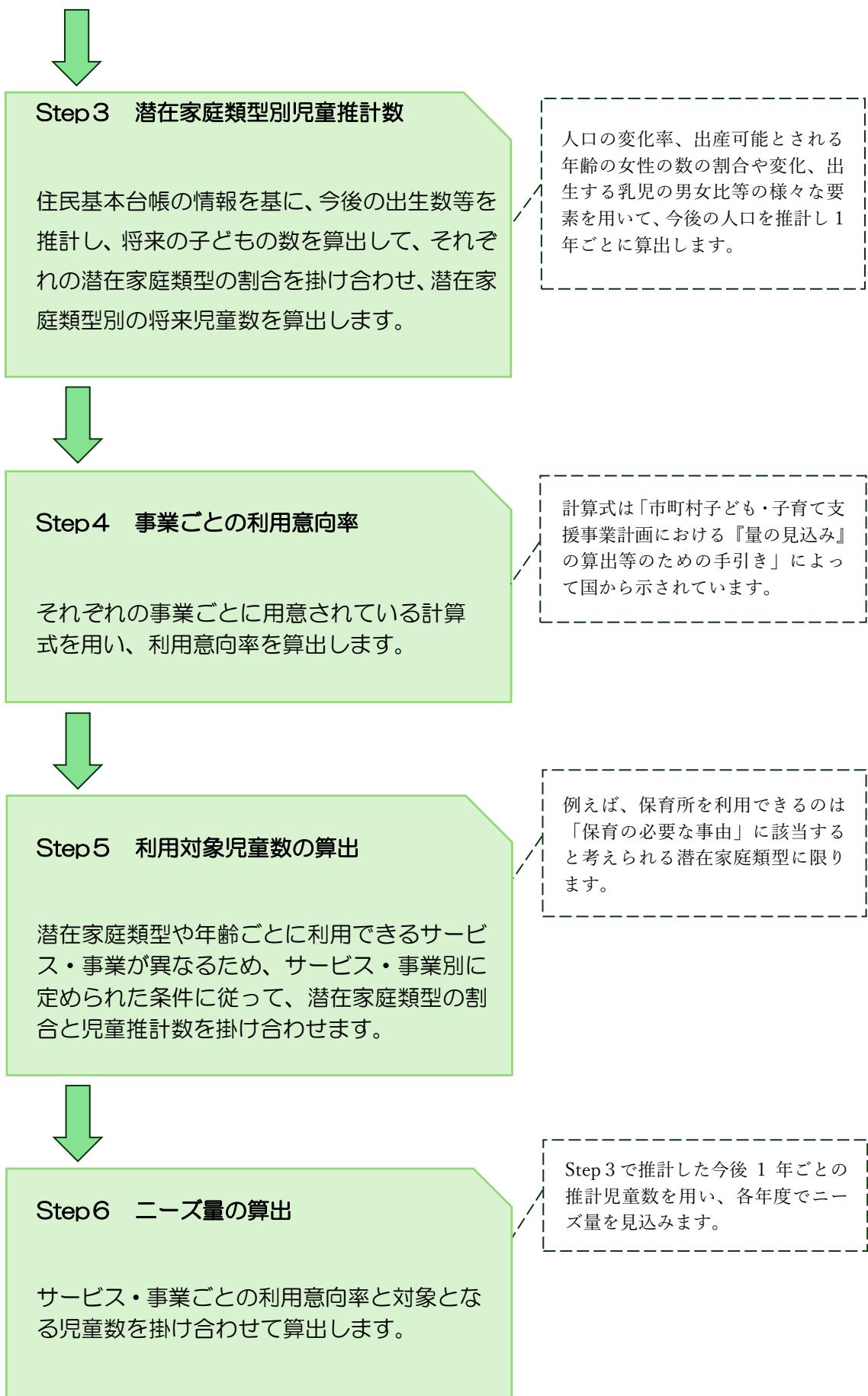
# 1 量の見込みの算出

子ども・子育て支援事業計画では、子育て中の保護者へのニーズ調査等を基に、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ、量の見込みを推計し、それに対する「確保方策」の具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していきます。

## 1. 量の見込みの算出の計算方法

量の見込は幼稚園、保育所、保育認定等の項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





## 2. 量の見込みの考え方

量の見込みの算出に際しては、国の手引きを基本としつつ、必要なサービスの供給量や実績値との乖離を分析し、補正を行う等、以下の4つの手法を用いて算出しています。

### ①国の手引きに準じて算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。

### ②国の手引きの算出結果を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出結果を補正することで対応しました。

### ③算出式を用いずに算定

利用者支援事業等、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、算出式を用いずに量の見込みを算出しました。

### ④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業ごとに過去の実績の推移や事業に関するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするため等の理由から、市全体を一つの提供区域と考え、事業を実施することとしました。ただし、放課後児童クラブに関しては、提供区域を小学校校区ごとに設定します。本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

区分 / 施設・事業名		区 域
教育 ・ 保 育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
利用者支援事業		市全域
時間外保育事業		市全域
実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域
放課後児童クラブ		小学校区
子育て短期支援事業		市全域
乳児家庭全戸訪問事業		市全域
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		市全域
地域子育て支援拠点事業		市全域
一時預かり事業		市全域
病児・病後児保育事業		市全域
ファミリー・サポート・センター事業		市全域
妊婦に対する健康診査		市全域
産後ケア事業 (新設)		市全域
子育て世帯訪問支援事業 (新設)		市全域
児童育成支援拠点事業 (新設)		市全域
親子関係形成支援事業 (新設)		市全域

### 3 教育・保育施設の充実

#### 1. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

##### ①本市の考え方

本市は、子ども・子育て支援法に基づき、量の見込みに対し供給可能な量に不足が生じる場合、令和7年度から令和11年度までの5か年で計画的に提供体制の確保に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等による量の見込みの変動に伴い、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

見直しにより、量の見込みが供給可能な量を超えることになった場合は、認定こども園の整備等、新たな確保方策も検討し、待機児童の解消を図ります。

##### ②教育・保育認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するためには、それぞれの事由や時間に応じて、市から教育・保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。

教育・保育認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	子どもの年齢が満3歳以上 教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもの年齢が満3歳以上「保育の必要な事由」に該当	保育所・認定こども園
3号認定	子どもの年齢が満3歳未満「保育の必要な事由」に該当	保育所・認定こども園

##### ③量の見込みと確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業においては教育・保育給付認定（1号・2号・3号）ごとに量の見込みと確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定I）とそれ以外（2号認定II）、3号認定に関しては、第2期計画では0歳児（3号認定I）、1・2歳児（3号認定II）で分けて見込みましたが、第3期計画では国の手引きに従い、さらに1歳児（3号認定II）と2歳児（3号認定III）を分けて見込みました。

量の見込みが供給可能な量を超える場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

## 2. 教育・保育施設の事業計画

### ① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

#### 【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

#### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1,040	1,009	952	922	913
供給可能な量Ⓑ	966	972	981	986	988
過不足 Ⓑ-Ⓐ	-74	-37	29	64	75

Ⓑ：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

#### 【確保の方策】

ニーズに応じて定員の見直しを行う等により確保します。

## ② 2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育園・認定こども園を利用することができますが、保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

### 【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、幼稚園を利用していると回答し、かつ、今後特に幼稚園（預かり保育を併せて利用する場合を含む。）の利用を強く希望すると回答した人

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込みⒶ	174	168	159	154	152	
供給可能な量Ⓑ	174	168	159	154	152	
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0	

Ⓑ：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む。

### ③2号認定Ⅱ（認定こども園・保育所）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

#### 【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、2号認定Ⅰを除く

#### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1,515	1,470	1,387	1,343	1,330
供給可能な量Ⓑ	1,482	1,542	1,542	1,632	1,632
Ⓑ-1	1,224	1,284	1,284	1,374	1,374
Ⓑ-2	258	258	258	258	258
過不足 Ⓑ-Ⓐ	-33	72	155	289	302

Ⓑ-1：市内の教育・保育施設（認定こども園・保育所）

Ⓑ-2：市内の企業主導型保育施設の地域枠

#### 【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い、定員増を図ります。

既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。

ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

#### ④ 3号認定 I (0歳児)

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

#### 【算出方法】

対象年齢	0歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

#### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	231	226	223	219	216
供給可能な量Ⓑ	284	284	284	284	284
Ⓑ-1	208	208	208	208	208
Ⓑ-2	76	76	76	76	76
過不足 Ⓑ-Ⓐ	53	58	61	65	68

Ⓑ-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

Ⓑ-2：市内の企業主導型保育施設の地域枠

## ⑤ 3号認定Ⅱ（1歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

### 【算出方法】

対象年齢	1歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	508	528	518	510	501
供給可能な量Ⓑ	433	443	443	463	463
Ⓑ-1	335	345	345	365	365
Ⓑ-2	98	98	98	98	98
過不足 Ⓑ-Ⓐ	-75	-85	-75	-47	-38

Ⓑ-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

Ⓑ-2：企業主導型保育施設の地域枠

### 【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い定員増を図ります。

既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。

ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

## ⑥ 3号認定Ⅲ（2歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

### 【算出方法】

対象年齢	2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	519	495	513	504	497
供給可能な量Ⓑ	487	507	507	537	537
Ⓑ-1	368	388	388	418	418
Ⓑ-2	119	119	119	119	119
過不足 Ⓑ-Ⓐ	-32	12	-6	33	40

Ⓑ-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

Ⓑ-2：企業主導型保育施設の地域枠

### 【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い、定員増を図ります。

既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。

ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

## ⑦ 0歳～2歳の保育利用率

国の指針で、3歳未満の子ども全体数に占める保育定員の割合の目標値を定めることとされています。

### 【算出方法】

対象年齢	0歳～2歳
算出方法	保育利用率 = 3号認定の利用定員 ÷ 推計児童数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	2,382	2,359	2,361	2,323	2,287
3号認定の利用定員（人）	1,204	1,234	1,234	1,284	1,284
保育利用率（%）	50.5	52.3	52.3	55.3	56.1

## 4 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1. 利用者支援事業

市区町村等の窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、保育サービス等の利用に関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供やその利用の支援等を行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

市では、春日市いきいきプラザに設置しているこども家庭センターで基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型を、春日市役所で特定型を実施しています。また、昇町保育所に地域子育て相談機関を設定し、市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて機関の確保について検討していきます。

#### 【算出方法】

算出方法	算出式を用いず算出 ※妊婦等包括相談支援事業型については、国の手引きに準じて算出
------	---

#### 【量の見込み】

(基本型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	1	1	1	1	1
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

ⒶⒷ：実施箇所数

(地域子育て相談機関)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	1	1	1	1	1
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

ⒶⒷ：実施箇所数

(特定型)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	1	1	1	1	1
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

ⒶⒷ：実施箇所数

(こども家庭センター型)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	1	1	1	1	1
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

ⒶⒷ：実施箇所数

(妊婦等包括相談支援事業型)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	妊娠届出数 825 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,475 回	妊娠届出数 811 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,433 回	妊娠届出数 799 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,397 回	妊娠届出数 786 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,358 回	妊娠届出数 774 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,322 回
供給可能な量Ⓑ	2,475 回	2,433 回	2,397 回	2,358 回	2,322 回
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

## 2. 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

ニーズに応じて、受け入れ体制を整備しています。

### 【算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間を18時以降と回答した人

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込みⒶ	935	916	889	867	856	
供給可能な量Ⓑ	935	916	889	867	856	
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0	

## 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯は、副食費の実費負担が減免されています。

新制度未移行幼稚園の利用者についても、同様の支援を行うため、年収360万円未満相当の世帯が実費で負担した副食費の全額または一部を補助する事業です。

### 【算出方法】

算出方法	算出式を用いず算出
------	-----------

### 【確保の方策】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

#### 4. 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブ舎や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。ニーズに応じ、小学校の余裕教室を活用する等の柔軟な対応を行っています。

##### 【算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
------	-------------

##### 【量の見込み】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	(人)
量の見込みⒶ	1,315	1,256	1,225	1,195	1,142	
1 年生	410	385	396	383	353	
2 年生	404	384	360	369	353	
3 年生	265	252	243	226	232	
4 年生	161	163	153	147	137	
5 年生	54	52	53	49	48	
6 年生	21	20	20	21	19	
供給可能な量Ⓑ	1,315	1,256	1,225	1,195	1,142	
過不足 Ⓑ - Ⓢ	0	0	0	0	0	

【須玖小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	91	91	85	83	85
1 年生	28	31	23	28	30
2 年生	27	26	29	22	26
3 年生	20	17	17	18	14
4 年生	12	12	10	10	11
5 年生	3	4	4	3	3
6 年生	1	1	2	2	1
供給可能な量Ⓑ	91	91	85	83	85
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	134	136	130	129	120
1 年生	45	44	38	43	34
2 年生	42	42	41	35	39
3 年生	25	27	27	27	22
4 年生	15	16	17	17	17
5 年生	5	5	5	5	6
6 年生	2	2	2	2	2
供給可能な量Ⓑ	134	136	130	129	120
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日西小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	139	133	131	126	122
1 年生	43	41	41	38	39
2 年生	45	41	40	39	36
3 年生	26	28	26	25	25
4 年生	17	16	17	16	15
5 年生	6	5	5	6	5
6 年生	2	2	2	2	2
供給可能な量Ⓑ	139	133	131	126	122
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【天神山小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	142	131	126	115	100
1 年生	43	38	43	31	27
2 年生	41	40	35	40	28
3 年生	31	25	25	22	25
4 年生	18	19	15	15	13
5 年生	7	6	6	5	5
6 年生	2	3	2	2	2
供給可能な量Ⓑ	142	131	126	115	100
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【大谷小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	95	88	88	86	85
1 年生	33	25	32	27	30
2 年生	28	30	22	29	24
3 年生	20	17	19	14	18
4 年生	10	12	10	11	8
5 年生	3	3	4	3	4
6 年生	1	1	1	2	1
供給可能な量Ⓑ	95	88	88	86	85
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日南小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	180	166	163	155	148
1 年生	60	44	55	46	46
2 年生	58	57	42	52	44
3 年生	30	36	35	26	32
4 年生	22	19	22	22	16
5 年生	7	7	6	7	7
6 年生	3	3	3	2	3
供給可能な量Ⓑ	180	166	163	155	148
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日原小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	77	67	69	69	68
1 年生	21	18	27	23	23
2 年生	26	19	16	25	20
3 年生	17	16	12	10	16
4 年生	9	10	10	7	6
5 年生	3	3	3	3	2
6 年生	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	77	67	69	69	68
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日東小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	145	149	139	135	133
1 年生	48	51	37	46	41
2 年生	42	46	49	35	44
3 年生	28	27	29	30	22
4 年生	18	17	16	17	18
5 年生	6	6	6	5	6
6 年生	3	2	2	2	2
供給可能な量Ⓑ	145	149	139	135	133
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日北小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	94	85	84	88	83
1 年生	25	24	30	31	25
2 年生	31	24	22	28	29
3 年生	21	19	15	14	17
4 年生	11	13	12	9	8
5 年生	4	4	4	4	3
6 年生	2	1	1	2	1
供給可能な量Ⓑ	94	85	84	88	83
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【春日野小学校区】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	94	85	82	79	75
1 年生	24	23	27	25	22
2 年生	31	23	22	25	23
3 年生	20	20	15	14	16
4 年生	12	13	12	9	9
5 年生	5	4	4	4	3
6 年生	2	2	2	2	2
供給可能な量Ⓑ	94	85	82	79	75
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【日の出小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	60	63	64	63	59
1 年生	20	24	20	20	18
2 年生	16	18	22	19	18
3 年生	14	10	12	14	12
4 年生	7	8	6	7	8
5 年生	2	2	3	2	2
6 年生	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	60	63	64	63	59
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

【白水小学校区】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込みⒶ	64	62	64	67	64
1 年生	20	22	23	25	18
2 年生	17	18	20	20	22
3 年生	13	10	11	12	13
4 年生	10	8	6	7	8
5 年生	3	3	3	2	2
6 年生	1	1	1	1	1
供給可能な量Ⓑ	64	62	64	67	64
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

## 5. 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童やその保護者について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて利用可能な施設の確保について検討していきます。

### 【算出方法】

対象年齢	0～17歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績とアンケート調査を利用して算出)

### 【量の見込み】

(ショートステイ、親子ショートステイ)

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	221	232	246	258	274
供給可能な量Ⓑ	221	232	246	258	274
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

(トワイライトステイ)

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	18	18	18	18	18
供給可能な量Ⓑ	18	18	18	18	18
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

## 6. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者的心身の状況や養育環境の把握、子育てとその支援に関する情報提供を行う事業です。市の直営により、春日市いきいきプラザの保健師及び助産師2名体制で実施しています。

### 【算出方法】

対象年齢	0歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込み	825	811	799	786	774	

## 7. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。子どもを守る地域ネットワーク事業は、児童虐待の発生防止、その早期発見・早期対応を目的として、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関や関係機関等の連携強化と所属する職員の専門性のより一層の向上を図る事業です。市の直営により、資格を持った相談員5名体制で実施しています。

### 【算出方法】

対象年齢	0～17歳
算出方法	過去の実績に基づいて算出

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込み	118	116	113	111	108	

## 8. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。

拠点には子育て支援員を配置し、子育てについての相談、情報提供、助言、子育て・子育て支援に関する講習のほか、様々な援助等を行っています。

市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて実施箇所の確保について検討していきます。

### 【算出方法】

対象年齢	0～5歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績を利用して算出)

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1,697	1,878	2,058	2,238	2,419
供給可能な量Ⓑ	1,697	1,878	2,058	2,238	2,419
Ⓑ-1	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

Ⓑ-1：実施箇所数

## 9. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において幼稚園、認定こども園、保育所が、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の入院時等の緊急対応に加え、障がいがある子どもの保護者の一時的な休息の場としての役割も担っています。

### ①一時預かり（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日以外や時間外に児童を預けることができる事業です。ニーズに応じて、受け入れています。

#### 【算出方法】

##### （1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり又は預かり保育を利用している人

##### （2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

#### 【量の見込み】

（人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	46,585	45,226	42,674	41,314	40,911
供給可能な量Ⓑ	46,585	45,226	42,674	41,314	40,911
Ⓑ-1	10,237	9,939	9,378	9,079	8,990
Ⓑ-2	36,348	35,287	33,296	32,235	31,921
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

Ⓑ-1：1号認定による利用

Ⓑ-2：2号認定による利用

## ②一時預かり（その他）

主として、保育所、認定こども園、幼稚園等に在籍していない子どもを対象に、保護者の仕事や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園に預けることができる事業です。ニーズに応じて受け入れています。

### 【算出方法】

対象年齢	0～5歳
算出方法	過去の実績に基づき算出

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	3,915	3,836	3,722	3,631	3,585
供給可能な量Ⓑ	3,915	3,836	3,722	3,631	3,585
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

## 10. 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児及び病後児の一時的な保育等を行う事業です。

### 【算出方法】

対象年齢	0～11歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績とアンケート調査を利用して算出)

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	3,972	3,968	3,962	3,957	3,954
供給可能な量Ⓑ	7,296	7,296	7,296	7,296	7,296
Ⓑ-1	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足 Ⓑ-Ⓐ	3,324	3,328	3,334	3,339	3,342

Ⓑ-1：実施箇所数

## 11. ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたいとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

市民ニーズの動向に応じて、援助を行いたい人（まかせて会員）の確保に関する取り組みを検討していきます。

### 【算出方法】

対象年齢	0～11歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績を利用して算出)

### 【量の見込み】

(就学前)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	279	249	242	236	233
供給可能な量Ⓑ	279	249	242	236	233
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

(就学後)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	316	306	298	288	276
供給可能な量Ⓑ	316	306	298	288	276
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

## 12. 妊婦に対する健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適切な時期に、必要な医学的検査を実施し、健康状態の把握及び保健指導を行う事業です。医療機関及び助産所において、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）」に基づき実施しています。

### 【算出方法】

対象年齢	0歳（妊婦数相当）
算出方法	国の手引きに準じて算出

### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数 825人 健診回数 11,550人回	対象者数 811人 健診回数 11,354人回	対象者数 799人 健診回数 11,186人回	対象者数 786人 健診回数 11,004人回	対象者数 774人 健診回数 10,836人回

## 13. 産後ケア事業（新設）

退院直後から1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。必要に応じて県での広域調整を踏まえ、需要に応じた提供体制の確保を図ります。また、支援対象者にメンタルヘルスの対応を必要とする者等もいることから、精神科医療機関との連携体制の構築のため、医療提供体制の確保を担う県と連携を図ります。

### 【算出方法】

対象年齢	0歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

### 【量の見込み】

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	1,126	1,106	1,090	1,072	1,056
供給可能な量Ⓑ	1,126	1,106	1,090	1,072	1,056
過不足 Ⓑ-Ⓐ	—	—	—	—	—

#### 14. 子育て世帯訪問支援事業（新設）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

市民ニーズの動向に応じて、実施する事業者の確保に関する取り組みを検討していきます。

##### 【算出方法】

対象年齢	0～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

##### 【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みⒶ	220	216	211	207	202
供給可能な量Ⓑ	220	216	211	207	202
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0

#### 15. 児童育成支援拠点事業（新設）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

##### 【算出方法】

対象年齢	6～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

**【量の見込み】**

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込みⒶ	15	15	15	14	14	
供給可能な量Ⓑ	15	15	15	14	14	
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0	

**16. 親子関係形成支援事業（新設）**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

市民ニーズの動向に応じて、実施方法の見直し等を検討していきます。

**【算出方法】**

対象年齢	0～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

**【量の見込み】**

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(人)
量の見込みⒶ	19	18	18	18	17	
供給可能な量Ⓑ	19	18	18	18	17	
過不足 Ⓑ-Ⓐ	0	0	0	0	0	

## 5 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

### 1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者の就労状況にかかわらず、0歳から就学前までの全ての子どもが教育・保育を受けることのできる施設である認定こども園への移行を支援し、中でも、幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向を十分踏まえるとともに、施設整備を伴う場合は、市民ニーズも踏まえた上で施設整備補助を実施する等の移行支援を検討します。

### 2. 施設、事業者等との連携方策

#### ①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

#### ②認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校の連携

乳幼児期を含めた子どもの発達は連続性を有しており、特にこの時期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期から学童期を経て思春期に至る子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意しながら、関係機関で共有できるよう取り組んでいきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校それぞれが実施している教育・保育カリキュラムの意義等についての相互理解を促進し、さらに子ども同士の交流や相互の学びの場を設ける等、共同して具体的な取組を行うことにより、幼保小中の滑らかな接続を図ります。

さらに、幼稚園教諭、保育士、小・中学校教諭の連携を強化するため、相互の保育・授業参観や合同研修等を実施します。

### ③教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）について

教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故は、残念ながら国内のどこかで毎年のように発生しています。

子どもが育ち、少しずつ社会とのかかわりや行動範囲をひろげていくなかで起こる小さな事故や一定のケガをすべて未然に防ぐことはできません。

私たちが考えるべきは、子どもの生命を脅かし、後遺障がいが残るほど深刻な事故の予防です。重大事故の発生そのものの防止（予防）に取り組むこと、たとえ事故が起こったとしても重傷や後遺障がい、さらには死亡というような重大な結果に至らないようにする方法を考え、実践していく必要があります。

また、日々の教育・保育の実践を振り返り、具体的な改善策を考え、実行していくことで、保育の質を向上させ、教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）に努めます。

### ④市内の教育・保育施設を対象とした研修

公立保育所が中心となり、施設類型を越えて市内全ての教育・保育施設、認可外保育施設等を対象として、保育環境、要録、行動分析学等の多岐にわたる専門分野別の研修を実施し、保育の質の確保及び向上に努めます。

また、市内全ての教育・保育施設や認可外保育施設等に特別支援コーディネーター研修等を実施し、特別支援保育の質の向上及び職員の資質向上に努めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

未移行の幼稚園、届出保育施設等に通園する子どもの保育料、幼稚園等の預かり保育の利用料等について、子育てのための施設等利用給付として支給要件に該当する保護者に対して給付を行います。

子育てのための施設等利用給付制度の周知、認定申請及び請求については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において保護者への周知や、申請書の取りまとめを依頼するとともに、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象となるサービスを提供する未移行の幼稚園、届出保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を県に対して要請することが可能であることから、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

## 7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

### 1. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。平成31年4月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）が施行され、今後も外国につながる幼児の増加傾向は継続するものと考えられます。

本市に居住する外国につながる幼児とその家族や、市内の大学等に留学している外国人の学生やその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が認定こども園、幼稚園、保育所や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を図ります。

### 2. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。また、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等の保護者の子育て支援を行います。



# 參考資料



## 1 家庭類型の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労（月64時間以上）したい人を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親、母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月64時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親、母親ともパートタイム等で就労 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

## 2 春日市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号)

改 平成 26 年 9 月 25 日条例第 20 号 平成 27 年 12 月 17 日条例第 37 号  
正 令和 4 年 12 月 21 日条例第 20 号 令和 5 年 6 月 29 日条例第 23 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づく合議制の機関として、春日市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項その他児童の福祉の向上に関し市長が必要と認める事項についての調査審議
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域における次世代育成支援対策の推進その他の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項についての調査審議

### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 13 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (3) 子どもの教育又は保育に従事する者
- (4) 子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども支援部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成26年9月25日条例第20号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

#### 附 則(平成27年12月17日条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年12月21日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(春日市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 春日市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉支援部」を「こども支援部」に改める。

#### 附 則(令和5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 計画の策定経過

期日	会議等	内容
令和5年11月27日	令和5年度 第1回 春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画に 係る調査について
令和6年1月5日～ 令和6年1月26日	アンケート調査実施	
令和6年3月25日	令和5年度 第2回 春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画作 成のためのアンケート調査結果につい て
令和6年9月9日	令和6年度 第1回 春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画の 骨子案について
令和6年11月15日	令和6年度 第2回 春日市子ども・子育て会議	第3期事業計画策定にかかる方針の変 更について 第3期子ども・子育て支援事業計画 (案)について
令和6年12月24日～ 令和7年1月23日	計画原案に対する パブリック・コメント	
令和7年2月18日	令和6年度 第3回 春日市子ども・子育て会議	第3期事業計画に対する意見への回答 及び最終案について

## 4 春日市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏 名	肩書き等
学識経験者	朝木 徹	精華女子短期大学 幼児保育学科長（教授）
保護者	矢幡 恵	泉ヶ丘幼稚園保護者
	滝脇 統	昇町保育所保護者
	本田 利憲	春日市小・中学校 P T A 連絡協議会会長
子どもの教育又は保育に 従事する者	谷廣 麻衣子	春日幼稚園教諭
	日高 貴明	あいあい保育園保育士
子どもの教育又は保育に に関する事業を運営する者	重岡 宏実	岡本保育所長
	白水 剛	学校法人白水学園理事長
	庄山 剛	社会福祉法人春日福祉会理事長
子ども・子育て支援に關 する活動に携わる者	洲崎 ゆかり	春日市主任児童委員
	神山 美希	育ちあい学級ひよこ代表
前各号に掲げる者のか か、市長が必要と認める 者	岩本 晃	宝町地区自治会長
	川原 尚子	春日市立春日野小学校長



# 第3期春日市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

---

編集・発行 春 日 市

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111 FAX 092-584-1115

---